## 令和4年度 前橋市障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金交付要項 令和4年4月1日から適用

## 取扱担当課 前橋市保健所内

前橋市福祉部障害福祉課

電話 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 1 3 (直通) 0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (内線84-2111)

電子メールアドレス syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

本補助金の交付日的、内谷、交付于続寺は、佐のとわりです。					
交付目的		「障害者の日常	生活及び社会生活を総合的に支援するた		
		めの法律」(平成:	17年法律第123号)等の規定に基づく		
		施設の整備に要する	る費用の一部を補助することにより、施設		
		入所者等の福祉の「	<b>句上を図ることを目的とします。</b>		
内	補助事業者	施設整備を行うす	生会福祉法人、医療法人、公益社団法人、		
容		一般社団法人、公益	监財団法人、一般財団法人、特例民法法人		
		、特定非営利活動沒	去人、営利法人等(以下「社会福祉法人等		
		」という。)です。			
	交付の対象と	この要項及び平	成17年10月5日付け厚生労働省発社		
	なる事業	事業 援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉」			
		等施設整備費の国庫補助について」(以下「国庫基準」と			
		う。)により、別表1の施設の区分に応じ、同表に定める團			
		備区分及び整備内容に該当する施設整備で、国から事業の			
		認を受けた施設整備	<b>帯です。</b>		
	対象経費	1 別表1の整備	区分に掲げる創設、増築、改築、老朽民間		
		社会福祉施設整備	<b>帯及び避難スペース整備</b>		
		種目	対象経費		
		本体工事費	施設の整備(施設の整備と一体的に整備		
			されるものであって、市長が必要と認め		
			た整備を含む。)に必要な工事費又は工		
			事請負費及び工事事務費(工事施工のた		
			め直接必要な事務に要する費用であっ		
			て、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷		
			製本費及び設計監督料等をいい、その額		
			は、工事費又は工事請負費の2.6%に		
			相当する額を限度額とする。)		
		解体撤去工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負		
		及び仮設施設整	費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工		
		備工事費	事費又は工事請負費		

	2 1以外の別表	1 の整備区分に掲げる事業		
	種目	対象経費		
	本体工事費	施設の整備(施設の整備と一体的に整備		
		たいの笠偏(地域の笠偏と 体的に笠偏   されるものであって、市長が必要と認め		
		た整備を含む。) に必要な工事費又は工		
		事請負費及び工事事務費(工事施工のた		
		新聞貝質及び工事事物質(工事施工のた		
		て、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷		
		製本費及び設計監督料等をいい、その額		
		は、工事費又は工事請負費の2.6%に		
		相当する額を限度額とする。)		
	スプリンクラー			
	設備等工事費	スクランテラー 改備寺に必要な工事員		
	(既存施設)	八は上ず明只貝		
	(外行)地权)			
	仮設施設整備工			
	事費	は工事請負費		
		(1) 土地の買収又は整地に要する費用		
	(2) 職員の宿舎	(2) 職員の宿舎に要する費用		
	(3) その他施設	(3) その他施設整備費として適当と認められない費用		
交付金額	1 別表1の整備[	1 別表1の整備区分に掲げる創設、増築、改築、老朽民間		
	社会福祉施設整	備及び避難スペース整備の事業の交付金		
	額算定方法は、対	対象経費の実支出額の合計額と、総事業費		
	からその他の収え	入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。)		
		金収入額を除きます。以下同じです。)を		
		控除した額とを比較して少ないほうの額に4分の3を乗		
		じて得た額と別表2の1事業(1施設)当たりの間接補助		
		基準単価を比較して少ない額とします。		
		定方法は、国庫基準に規定する厚生労働大臣が必要と認め		
	た額と対象経費	た額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と		
		総事業費からその他の収入額(社会福祉法人等(営利法人		
		を除く)の場合は、寄附金収入額を除きます。)を控除し		
		た額とを比較して少ないほうの額に4分の3を乗じて得		
	た額とします。			
		3 いずれの場合も得られた額に千円未満の端数があると		
	きは、これを切り打	きは、これを切り捨てます。		

## 交付条件

- 1 補助事業者は、事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 2 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長 の承認を受けなければなりません。
  - (1) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない 程度の軽微な変更を除く。)
  - (2) 建物等の用途
  - (3) 入所定員又は利用定員
- 3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、 市長の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業者は、市長の承認を受けて財産を処分すること により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を 市へ納付させることがあります。
- 6 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した 財産については、事業完了後においても善良な管理者の注 意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らな ければなりません。
- 7 補助事業者は補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければなりません。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行ってください。

また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあります。

- 8 補助事業者は、この補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはなりません。
- 9 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

取り壊し又は廃棄してはなりません。

- 10 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らか にした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保管して おかなければなりません。
- 11 補助事業者は施設整備に係る工事に着手したときは 「工事着工報告書」(別紙4)により、工事に着手した日 から5日以内に報告してください。
- 12 補助事業者は工事進捗状況について「工事進捗状況報 告書」(別紙5)により、12月末現在の状況を翌月10 日までに報告してください。
- 13 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地 調査に応じることを求められた場合は、これに応じなけれ ばなりません。
- 14 補助事業者は、補助の交付決定の内容やこれに付され た補助条件に拘束され、これに従って事業を遂行しなけれ ばなりません。

- 契約手続き等 1 共同募金会に対してなされた指定寄付金を除き、補助事 業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者か ら、寄付金等の資金提供を受けてはなりません。
  - 2 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締 結するいかなる契約においても、当該工事を一括して第三 者に請け負わせてはなりません。
  - 3 補助事業を行うために締結する契約については、一般競 争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠 し、あらかじめ市に入札参加業者を届け出てください。

届出のあった業者について工事実績等に不適切な点が あれば助言します。

- 4 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内 事業者(前橋市内に本店を有する者)を対象としてくださ い。ただし、本市のほか群馬県も補助者となる場合は、市 外の事業者も対象とすることができます。
- 5 補助事業に係る入札を行う場合には、監事や、複数の理 事(理事長を除く。)、評議員(理事長の6親等以内の血 族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の 関係のある者」を除く。)及び市職員の立ち会いのもと実 施してください。
- 6 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名 をした入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び 落札金額)を市に届け出るとともに、入札結果(入札金額 を除く。)を一般の閲覧に供してください。
- 7 補助事業を行うために建設工事契約等を締結した場合 には、その内容を市に報告してください。

報告された内容について不正の点がないか確認します。

8 補助事業者は、建設工事が完成した場合には、その旨を

		- - - 市に報告してください。
交	交付申請の方	
付付	法、時期等	補助金交付内示書により通知します。
手		2 交付内示を受けた場合は、内示の日以降速やかに、次の
続		書類により申請してください。なお、押印は省略すること
等		が可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールに
"		よる提出も可能です(実績報告、請求も同じです。)。
		(1) 交付申請書(様式第1号)
		(2) 施設整備申請額內訳(別紙1別紙(2)) (正副)
		(3) 事業計画(別紙1別紙(3)) (正副)
		(4) 事業計画に係る添付書類 (正副)
		(5) 歳入歳出予算(見込)書抄本(正副)
		(6) その他市長が必要と認める書類(正副)
		押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必
	要に応じ、電話等で確認を行う場合があります	
		申請書類等の審査及び調査を行い、提出日から30日以内
	期等	に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
	請求の方法、	1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類
	支払時期等	により請求してください。
		(1) 補助金交付請求書(様式第7号)
		2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内
に支払います。		
	対象事業等が	
	、変更、中止	
	又は廃止とな	
	った場合の手	
	続	決定を受けなければなりません。
	変更等承認決	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の
	定の時期等	可否を決定し、通知します。
	実績報告書の	1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類を提出
		(1) 実績報告書(様式第5号)
		(2) 施設整備精算額内訳 (別紙2別紙(2)) (正副) (3) 東業字建却失妻 (別紙2別紙(2)) (正副)
		(3) 事業実績報告書(別紙2別紙(3)) (正副) (4) 事業実績報告書に係る流仕書籍(正副)
		(4) 事業実績報告書に係る添付書類(正副)   (5) 歳入歳出決算(見込)書抄本 (正副)
		(3)
		2 上記事業実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金額
		と 工
	交付決定の取	
	消し又は補助	1
	金の返還	(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は
		交付を受けたとき。
		(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
	1	

		1	
		,	3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違
			反したとき。
		2	次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しな
		け	ればなりません。
		(1	)補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消
			された場合 取消しに係る部分の金額
		(2	2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び
			経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場
			合 超える部分の金額
様	申請書等の書	1	交付申請書(様式第1号)
式	式	2	交付決定通知書(様式第2号)
		3	変更等承認申請書(様式第3号)
		4	変更等承認通知書(様式第4号)
		5	実績報告書(様式第5号)
		6	補助金額確定通知書(様式第6号)
		7	補助金交付請求書(様式第7号)
		8	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
			(様式第8号)
			施設整備申請額內訳 (別紙1別紙(2))
			事業計画 (別紙1別紙(3))
			施設整備精算額內訳 (別紙2別紙(2))
			事業実績報告書 (別紙2別紙(3))
			工事契約金額報告書 (別紙2別紙①)
			工事着工報告書 (別紙4)
			工事進捗状況報告書 (別紙5)
	l		